

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

資料番号	22	担当課	健康増進課		
法令名	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	根拠条項	33の7-6	不利益処分の種類	応急入院指定病院の指定の取り消し
<p>○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年5月1日法律第123号）</p> <p>第33条の7 厚生労働大臣の定める基準に適合するものとして都道府県知事が指定する精神科病院の管理者は、医療及び保護の依頼があつた者について、急速を要し、その家族等の同意を得ることができない場合において、その者が、次に該当する者であるときは、本人の同意がなくても、72時間を限り、その者を入院させることができる。</p> <p>一 指定医の診察の結果、精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその者の医療及び保護を図る上で著しく支障がある者であつて当該精神障害のために第20条の規定による入院が行われる状態にないと判定されたもの</p> <p>二 第34条第3項の規定により移送された者</p> <p>2 前項に規定する場合において、同項に規定する精神科病院の管理者は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、指定医に代えて特定医師に同項の医療及び保護の依頼があつた者の診察を行わせることができる。この場合において、診察の結果、その者が、精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその者の医療及び保護を図る上で著しく支障がある者であつて当該精神障害のために第20条の規定による入院が行われる状態にないと判定されたときは、同項の規定にかかわらず、本人の同意がなくても、12時間を限り、その者を入院させることができる。</p> <p>3 第19条の4の2の規定は、前項の規定により診察を行った場合について準用する。この場合において、同条中「指定医は、前条第1項」とあるのは「第21条第4項に規定する特定医師は、第33条の7第2項」と、「当該指定医」とあるのは「当該特定医師」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項に規定する精神科病院の管理者は、第2項後段の規定による措置を採つたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該措置に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。</p> <p>5 第1項に規定する精神科病院の管理者は、同項又は第2項後段の規定による措置を採つたときは、直ちに、当該措置を採つた理由その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>6 都道府県知事は、第1項の指定を受けた精神科病院が同項の基準に適合しなくなつたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。</p> <p>7 厚生労働大臣は、前項に規定する都道府県知事の権限に属する事務について、第1項の指定を受けた精神科病院に入院中の者の処遇を確保する緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し前項の事務を行うことを指示することができる。</p> <p>○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の7第1項の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準</p> <p>精神保健法〔現行＝精神保健及び精神障害者福祉に関する法律＝平成7年5月法律94号により題名改正〕（昭和25年法律第123号）第33条の4〔現行＝33条の7＝平成25年6月法律47号により改正〕第1項の規定に基づき、厚生大臣の定める基準を次のように定め、昭和63年7月1日から適用する。</p> <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の7第1項の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準</p> <p>一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により指定された精神保健指定医1名以上及び看護師その他の者3名以上が、あらかじめ定められた日に、適時、法第33条の7第1項第1号に掲げる者及び法第34条第1項から第3項までの規定により移送される者（以下「応急入院者等」という。）に対して診療応需できる態勢を整えていること。</p> <p>二 当該精神科病院の病棟において看護を行う看護師及び准看護師の数が当該病棟の入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1を加えた数以上であること。ただし、地域における応急入院者等に係る医療及び保護を提供する体制の確保を図る上でやむを得ない事情がある場合にはこの限りでない。</p> <p>三 応急入院者等のための病床として、第1号に規定する日に、1床以上確保していること。</p> <p>四 応急入院者等の医療及び保護を行うにつき必要な検査が速やかに行われる体制にあること</p> <p>五 法第33条の7第2項後段の規定による措置を採ろうとする精神科病院にあつては、次に掲げる要件を満たしていること。</p> <p>イ 当該措置について審議を行うため、事後審査委員会を設けていること。</p> <p>ロ 当該精神科病院に入院中の者に対する行動の制限がその症状に応じて最も制限の少ない方法により行われているかどうかを審議するため、行動制限最小化委員会を設けていること。</p>					